

## 檜原村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東京都檜原村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和5年4月1日法適用予定)
処理区域内人口密度	19.2(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有 (多摩川流域下水道秋川処理区)
処 理 区 数	1処理分区(檜原処理分区)		
処 理 場 数	処理場なし(東京都下水道局流域下水道本部の八王子水再生センターで共同処理)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化:多摩川流域下水道秋川処理区関連として、八王子水再生センターで共同処理を行っています。 共同化:東京都下水道局流域下水道本部及び秋川処理区に関連する市町村で水質検査の共同実施を行っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

年度	概要	
平成7年度	基本構想	「檜原村下水道整備基本構想(平成8年3月)」策定
平成8年度	基本計画	「檜原村公共下水道基本計画(平成9年3月)」策定
平成11年度	事業認可	「檜原村特定環境保全公共下水道事業計画」認可(平成12年3月) 認可面積35.15ha、事業着手。(平成12年3月23日.11都市基施第365号)
平成16年度	基本構想(見直し)	「檜原村下水道整備基本構想(平成16年9月)」策定
平成16年度	基本計画(見直し)	「檜原村公共下水道基本計画(平成16年9月)」策定
平成17年度	事業認可(変更)	「檜原村特定環境保全公共下水道事業計画」変更認可(平成17年2月) 認可面積83.00ha、第1回変更。(平成17年6月13日.17都市基施第31号)
平成18年度	基本構想(見直し)	「檜原村下水道整備基本構想(平成19年3月)」策定
平成20年度	事業再評価	下水道事業再評価を行い、事業継続の対応方針を決定
平成22年度	事業認可(変更)	「檜原村特定環境保全公共下水道事業計画」変更認可(平成22年6月) 認可面積95.00ha、第2回変更。(平成22年6月8日. 22都市基調第226号)
平成26年度	事業認可(変更)	「檜原村特定環境保全公共下水道事業計画」変更認可(平成27年3月) 認可面積102.00ha、第3回変更。(平成27年3月20日. 26都市基調第1350号)
平成30年度	事業計画(変更)	「檜原村特定環境保全公共下水道事業計画」変更(平成30年11月) 面積102.00ha、第4回変更。(平成30年11月1日. 30都市基調第806号)

② 使用料

使用水量(汚水量)の考え方	水道水	水道の使用水量をもって汚水量とみなす。			
	水道水以外の水	計測装置によって認定した使用水量をもって汚水量とみなす。			
	水道水と水道水以外の水の併用	水道水と水道水以外の水の使用水量を合算し、認定する。			
	その他	営業に伴い使用する水の量のうち公共下水道に排除されない水量を申告された場合、その申告内容を審査して、汚水量を認定する。			
下水道使用料金	汚水の種類	汚水量	使用料(月当たり:税別)		
	一般汚水	8㎡以下の分	560円		
		8㎡を超え20㎡以下の分	1㎡につき 110円		
		20㎡を超え30㎡以下の分	1㎡につき 140円		
		30㎡を超え50㎡以下の分	1㎡につき 170円		
		50㎡を超え100㎡以下の分	1㎡につき 200円		
		100㎡を超え200㎡以下の分	1㎡につき 230円		
		200㎡を超え500㎡以下の分	1㎡につき 270円		
		500㎡を超え1,000㎡以下の分	1㎡につき 310円		
	1,000㎡を超える分	1㎡につき 345円			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,030円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,505円
	平成30年度	2,030円		平成30年度	2,425円
	令和元年度	2,030円		令和元年度	2,362円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	下水道事業に従事している職員は損益勘定所属職員として担当職員1名及び簡易水道事業や環境衛生を兼務している係長1名。
事業運営組織	<p>平成11年4月に下水道係(係長1名)が発足した。平成12年4月から1名増員した(係長1名、担当職員1名)。平成19年7月に環境係(係長1名、担当職員1名)と統合し、生活環境係(係長1名、担当職員3名)となる。生活環境係は、簡易水道事業、下水道事業、環境・衛生を所管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 生活環境係(係長1名、担当職員3名)</li> <li>— 建設係(係長1名、担当職員2名、会計年度任用職員1名)</li> <li>— 観光商工係(係長1名、担当職員1名、会計年度任用職員2名)</li> <li>— 農林産業係(係長1名、担当職員1名、会計年度任用職員1名)</li> </ul>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	管渠を整備する際に、実施設計、布設工事、工事監理を委託している。また、維持管理では、マンホールポンプの保守点検・清掃、使用量の検針及び料金徴収システムの保守点検を委託している。
	イ 指定管理者制度	活用予定なし。
	ウ PPP・PFI	活用予定なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用予定なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用予定なし。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付する。

<p>令和元年度決算「経営比較分析表」を添付する。          特定環境保全公共下水道事業を行っており、布設延長に対して集落が点在していることや、下水道管の新設工事の途中であるため経費回収率は他団体と比較して低くなっている。          汚水処理原価は、修繕費(都道のマンホール蓋の高調整)の影響が大きくなっているが、改善傾向にある。</p>
---

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

東京都 種原村

業種名	業種名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非適用	下水道事業	D3	非設置	2,133	105.41	20.28
資産充足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有収率(%)	150月20㎡当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	89.55	100.00	2,068	1,903	0.99	1,922.22

## 1. 経営の健全性・効率性

### ①収益的収支比率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	51.54	57.97	61.06	70.40	70.44
平均値	61.07				

### ②黒字欠損比率(%)

該当数値なし

### ③流動比率(%)

該当数値なし

### ④企業債残高対事業債比率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	3,259.90	3,153.00	1,933.63	1,933.94	1,251.65
平均値	2,233.96				

### ⑤経費回収率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	49.22	53.70	61.54	63.97	59.67
平均値	56.67				

### ⑥汚水処理原価(円)

年度	16	17	18	19	20
数値	699.86	647.91	620.69	382.56	437.61
平均値	568.82				

### ⑦施設利用率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	36.65	37.72	37.08	37.46	37.65
平均値	37.45				

### ⑧水老化率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	68.83	68.46	67.22	67.46	67.37
平均値	67.67				

### ⑨管理改善率(%)

年度	16	17	18	19	20
数値	0.00	0.13	0.13	0.09	0.06
平均値	0.09				

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、経費用と地方債償還金を総収入でその程度を示しているが、前年度より増加している。これは、経費削減による効果によるものと見られる。②黒字欠損比率は、前年度より増加しているが、黒字である。これは、経費削減による効果によるものと見られる。③流動比率は、前年度より増加しているが、流動性が高い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。④企業債残高対事業債比率は、前年度より増加しているが、減少傾向にある。これは、経費削減による効果によるものと見られる。⑤経費回収率は、前年度より増加しているが、回収率が高い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。⑥汚水処理原価は、前年度より減少しているが、原価が低い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。⑦施設利用率は、前年度より増加しているが、利用率が高い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。⑧水老化率は、前年度より増加しているが、老化率が高い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。⑨管理改善率は、前年度より増加しているが、改善率が高い。これは、経費削減による効果によるものと見られる。

### 2. 老朽化の状況について

③本村は平成12年度より下水道設備を行っているが、現時点では管線の更新、老朽化対策を必要としないため0%となっている。

### 全体総括

本村における地盤特性を加味すると、使用料収入による町営パンプスを取ることで難しいと見られるが、事業に水化率・使用料収入が増加している。また、令和3年度をもって下水道工事を完了する予定となっていることから、令和4年度以降、経営状況が改善される見込みである。

## 2. 老朽化の状況

### ①有形固定資産減価償却率(%)

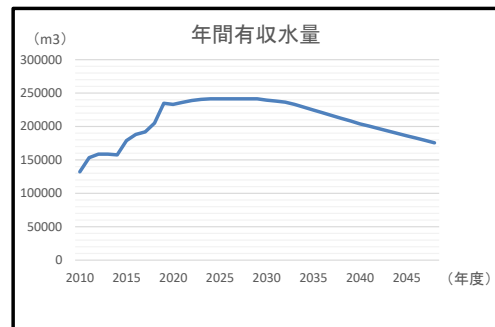
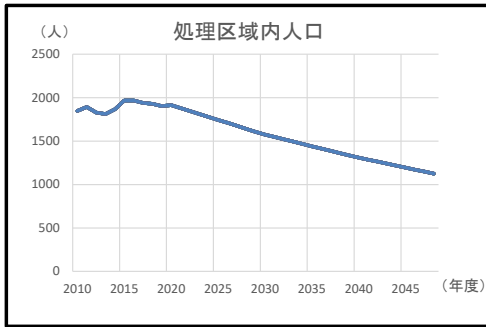
該当数値なし

### ②管線老朽化率(%)

該当数値なし

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

## 2. 将来の事業環境

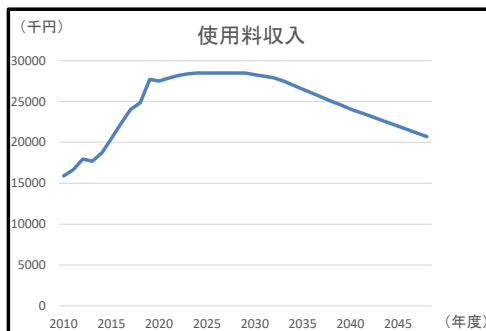


### (1) 処理区域内人口の予測

檜原村人口ビジョン・総合戦略(平成28年3月)において推計された人口のシミュレーションを用い、処理区域内人口(平成30年度1,928人)に同様の増減率を乗じて算出した。今後、下水道の供用開始に伴い新たに接続する世帯も見込まれるが、人口減少により処理区域内人口も減少する見込みとなっている。

### (2) 有収水量の予測

老人ホームや製造業の接続があったため、過去の処理区域内人口の増加率に比べ有収水量の増加率が高くなっている。令和3年度に供用開始する地区の接続義務である令和6年度まで増加の見込みである(旅館の接続2件)。その後は処理区域内人口の減少に伴い有収水量も減少する見込みとなっている。



### (3) 使用料収入の見通し

老人ホームや製造業の接続があったため、過去の処理区域内人口の増加率に比べ使用料収入の増加率が高くなっている。令和3年度に供用開始する地区の接続義務である令和6年度まで増加の見込みである(旅館の接続2件)。その後は処理区域内人口の減少に伴い使用料収入も減少する見込みとなっている。

### (4) 施設の見通し

令和2年度に下水道管の新設工事を行い、認可区域についてはすべて整備が完了する予定である。更新については、管渠は最も古いもので平成18年度に供用開始したものであり、標準耐用年数の50年までは不具合が出ない限り行わない予定である。マンホールポンプについては、機器の不具合が出てきているので、機能不全にならないよう順次交換していく予定である。

### (5) 組織の見通し

平成11年4月に下水道係が発足した当時から技術職はおらず、事務職員が委託業者と共に下水道事業を行ってきた。定員管理計画がないため、現行の生活環境係(係長1名、担当職員3名)の体制を維持する見込みとする。

## 3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載する。

第5次檜原村総合計画後期基本計画に掲げられているように、「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力のある村」を下水道としても目指す必要があり、豊かな自然環境にやさしい生活基盤を形成することが望まれている。

そこで、今後も下水道事業を実施し、早期に目的を果たす意を「未来」に託し、汚濁が抑制され浄化された清流を「清らかな水」と表して、「未来にわたす清らかな水」を檜原村の下水道基本理念とする。

基本理念を受けて、以下に示す3つの基本方針を定めた。

①快適な生活基盤づくり：秋川の源流に位置する村としての責務を果たす。

下水道未整備地区について、経営的な視点に立ち効率的・効果的な事業の推進を図り、より衛生的で快適な住民生活の実現を目指す。

②安全安心な暮らし：自然災害にも強い下水道により住民の暮らしを守る。

災害等に備え、下水道として行える減災対策を検討し、住民の生命及び財産を守り、安全で安心して暮らせる村づくりに寄与することを目指す。

また、災害時受援体制を整備し、被災時における下水道事業の機能の維持及び早期回復に努める。

③持続可能な下水道事業：持続可能な事業としての経営基盤を確立する。

下水道管渠のうち、特に劣化が起りやすい箇所計画的な点検を行い、計画的な維持管理を行う。

また、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、ストックマネジメント計画を策定し、持続的な下水道事業の実現に努める。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標 令和2年度に認可区域が概成する。また、平成18年度に供用開始しており管渠については更新の予定はないものの、マンホールポンプ及び宅内ポンプの維持管理費や修繕費が負担となる見込みである。 そのため、計画的な維持管理や修繕を行い、費用を削減することが目標である。
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

<取組>

- ・投資の目標に関する事項  
マンホールポンプ及び宅内ポンプの機能を維持しながら、計画的な維持管理や修繕を行う。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
管渠は、供用開始から14年を経過するところであり、更新の予定はない。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 令和2年度に認可区域が概成する。また、旅館業の接続が見込まれるため、使用料収入は現状を維持した後、人口減少に伴い減少する見込み。 管渠の更新時期までに経費回収率の改善を図ることが目標である。
-----	--

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

<取組例>

- ・財源の目標に関する事項  
管渠の更新時期までに経費回収率の改善を図るために、維持管理費が増大しないように努める。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
概成して間がないため新規の接続が見込まれることや、旅館業の接続が見込まれるため、使用料収入は現状を維持した後、人口減少に伴い減少する見込みである。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

<取組例>

- ・職員給与費に関する事項  
職員が2名であるため人事異動による費用の増減が大きい。令和2年度も欠員が生じた時期があったため、令和元年度決算をベースに年1%の上昇を見込んだ。
- ・動力費に関する事項  
令和元年度決算を維持する見込み。
- ・修繕費に関する事項  
年度によって大きく異なることから、直近の平均とした。
- ・委託費に関する事項  
令和2年度から令和4年度までの地方公営企業法適用支援業務委託を見込んだ。
- ・その他

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	東京都において、「広域化・共同化計画」を策定中であり、維持管理業務などの検討を行っている。
投資の平準化に関する事項	必要に応じて検討を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	必要に応じて検討を行う。
その他の取組	特になし。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	地方公営企業法の適用を行った後に、令和5年度決算を使用し検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし。
その他の取組	特になし。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	必要に応じて検討を行う。
職員給与費に関する事項	生活環境係は、簡易水道事業、下水道事業、環境・衛生を所管しており、係長1名、担当職員3名であるため人事異動による費用の増減が大きい。令和2年度も欠員が生じた時期があったため、令和元年度決算をベースに年1%の上昇を見込んだ。
動力費に関する事項	マンホールポンプ及び宅内ポンプは概成しているため、令和元年度決算を維持する見込み。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	マンホール蓋の嵩高調整は外発的な要因の修繕であり、年度によって大きく異なることから直近の平均とした。また、マンホールポンプ及び宅内ポンプの水位計やポンプは計画的な修繕を行い、費用の削減に努める。
委託費に関する事項	東京都において策定中の「広域化・共同化計画」において検討を行っており、維持管理に係る委託費の削減に努める。
その他の取組	特になし。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 地方公営企業法の適用を行った後に、令和5年度決算を使用し検討を行う。
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	169,425	162,311	154,389	149,979	136,923	129,790	121,765	117,115	111,611	107,915	102,884	97,378	89,456
		(1) 営 業 収 益 (B)	24,849	27,714	27,509	27,899	27,714	27,513	27,279	27,044	26,826	26,558	26,290	26,005	25,737
		ア 料 金 収 入	24,849	27,714	27,509	27,899	27,714	27,513	27,279	27,044	26,826	26,558	26,290	26,005	25,737
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	144,576	134,597	126,880	122,080	109,209	102,277	94,486	90,071	84,785	81,357	76,594	71,373	63,719
		ア 他 会 計 繰 入 金	140,146	125,284	126,795	122,055	109,204	102,252	94,476	89,986	84,760	81,352	76,569	71,363	63,621
	イ そ の 他	4,430	9,313	85	25	5	25	10	85	25	5	25	10	98	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	73,615	91,345	85,542	88,040	83,447	80,174	78,916	77,663	76,406	75,113	73,796	72,454	146,186
		(1) 営 業 費 用	45,990	59,870	59,803	60,939	60,977	61,009	61,032	61,055	61,086	61,101	61,116	61,128	136,145
		ア 職 員 給 与 費	9,057	9,534	8,618	9,629	9,726	9,823	9,921	10,020	10,121	10,222	10,324	10,427	10,531
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	36,933	50,336	51,185	51,310	51,251	51,186	51,111	51,035	50,965	50,879	50,792	50,701	125,614
		(2) 営 業 外 費 用	27,625	31,475	25,739	27,101	22,470	19,165	17,884	16,608	15,320	14,012	12,680	11,326	10,041
ア 支 払 利 息		25,592	23,800	22,152	20,599	19,158	17,833	16,552	15,276	13,988	12,680	11,348	9,994	8,709	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	2,033	7,675	3,587	6,502	3,312	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	95,810	70,966	68,847	61,938	53,476	49,617	42,848	39,451	35,205	32,802	29,088	24,924	△ 56,730		
資 本 的 収 支	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	280,321	180,581	255,009	143,283	63,803	62,080	62,755	63,640	63,671	63,633	63,556	63,506	138,755
		(1) 地 方 債	80,000	60,000	40,000	40,000									
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	166,261	96,491	208,170	103,132	63,802	62,079	62,754	63,639	63,670	63,632	63,555	63,505	138,754
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	33,709	23,189	6,288										
	(6) 工 事 負 担 金	350	900	550	150										
	(7) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	351,290	277,528	323,315	205,749	117,279	111,697	105,603	103,091	98,876	96,435	92,644	88,430	82,025
		(1) 建 設 改 良 費	203,135	138,530	191,700	76,826		300	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	148,155	138,998	131,615	128,923	117,279	111,397	104,603	101,091	96,876	94,435	90,644	86,430	80,025
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 70,969	△ 96,947	△ 68,306	△ 62,466	△ 53,476	△ 49,617	△ 42,848	△ 39,451	△ 35,205	△ 32,802	△ 29,088	△ 24,924	56,730		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	24,841	△ 25,981	541	△ 528	0	△ 0	0	0	0	△ 0	0	0	△ 0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	6,127	30,968	4,987	5,528	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	30,968	4,987	5,528	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	30,968	4,987	5,528	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	76	70	71	69	68	68	66	66	64	64	63	61	40
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	24,849	27,714	27,509	27,899	27,714	27,513	27,279	27,044	26,826	26,558	26,290	26,005	25,737
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,700,309	1,621,311	1,586,796	1,497,873	1,380,594	1,269,197	1,164,594	1,063,503	966,627	872,192	781,548	695,118	615,093

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収益的収支分	140,146	125,284	126,795	122,055	109,204	102,252	94,476	89,986	84,760	81,352	76,569	71,363	63,621
うち基準内繰入金	135,859	120,012	121,523	116,783	103,932	96,980	89,204	84,714	79,488	76,080	71,297	66,091	58,349
うち基準外繰入金	4,287	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272	5,272
資本的収支分	166,261	96,491	208,170	103,132	63,802	62,079	62,754	63,639	63,670	63,632	63,555	63,505	138,754
うち基準内繰入金	7,498	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	7,640	6,367
うち基準外繰入金	158,763	88,851	200,530	95,492	56,162	54,439	55,114	55,999	56,030	55,992	55,915	55,865	132,387
合 計	306,407	221,775	334,965	225,187	173,006	164,331	157,230	153,625	148,430	144,984	140,124	134,868	202,375